

生活保障論 発表

地方議会について

M-1 守島正

## 地方議会とは (地方自治法第六章に規定)

- 地方議会とは、住民が直接選挙で選んだ代表(地方議員)で構成される議決機関であり、都道府県・市町村・特別区に共通の制度である。
- 国の議院内閣制と違い、地方自治体は首長(行政の執行機関)と議会(議決機関)の双方が共に住民を代表する二元代表制をとる。
- 各議会の会議規則により、議会運営の在り方が規定される。

## 議会の権限

- 議会は、条例の制定、予算の決定、地方税に関する議決のほか執行機関の監視、議会の組織運営などの権限を持つ。

### <主な権限>

- 議決権
- 提案権(議案や条例)
- 選挙権/同意見
- 検査/監査請求権
- 意思表示/意見書提出権
- 調査権
- 陳情/請願の審査



# 会議の流れ（大阪市会の例）

## 開会

### 本会議

（議案その他の案件の上程）

議案等を会議の議題とすることを上程といいます。

（提案趣旨の説明）

提案者から議案の内容と提案理由について説明があります。

（委員会付託）

議案等を詳細に審査するため、それぞれ担当の委員会に付託します。

### 委員会

委員会では、議員それぞれの専門知識を生かし、自由な討議を行って、委員会として賛成または反対の態度を決定します。

〔**常任委員会**〕〔**特別委員会**〕

### 本会議

（委員長報告）

委員会の審査が終わると本会議を開き、委員会での審査の結果および経過を報告します。

（質疑および討論）

報告が終わると、質疑を行うことができます。この後、議案などについての賛成、反対の意見を述べます。これが討論です。

（表決）

賛成か反対かの採決を行い、市会の意思を決定します。

## 閉会

市会には、市長により定例的に招集される定例会と、必要が生じた場合に招集される臨時会があるが、例外として議長あるいは定数の1/4以上の議員から招集の請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければならない。

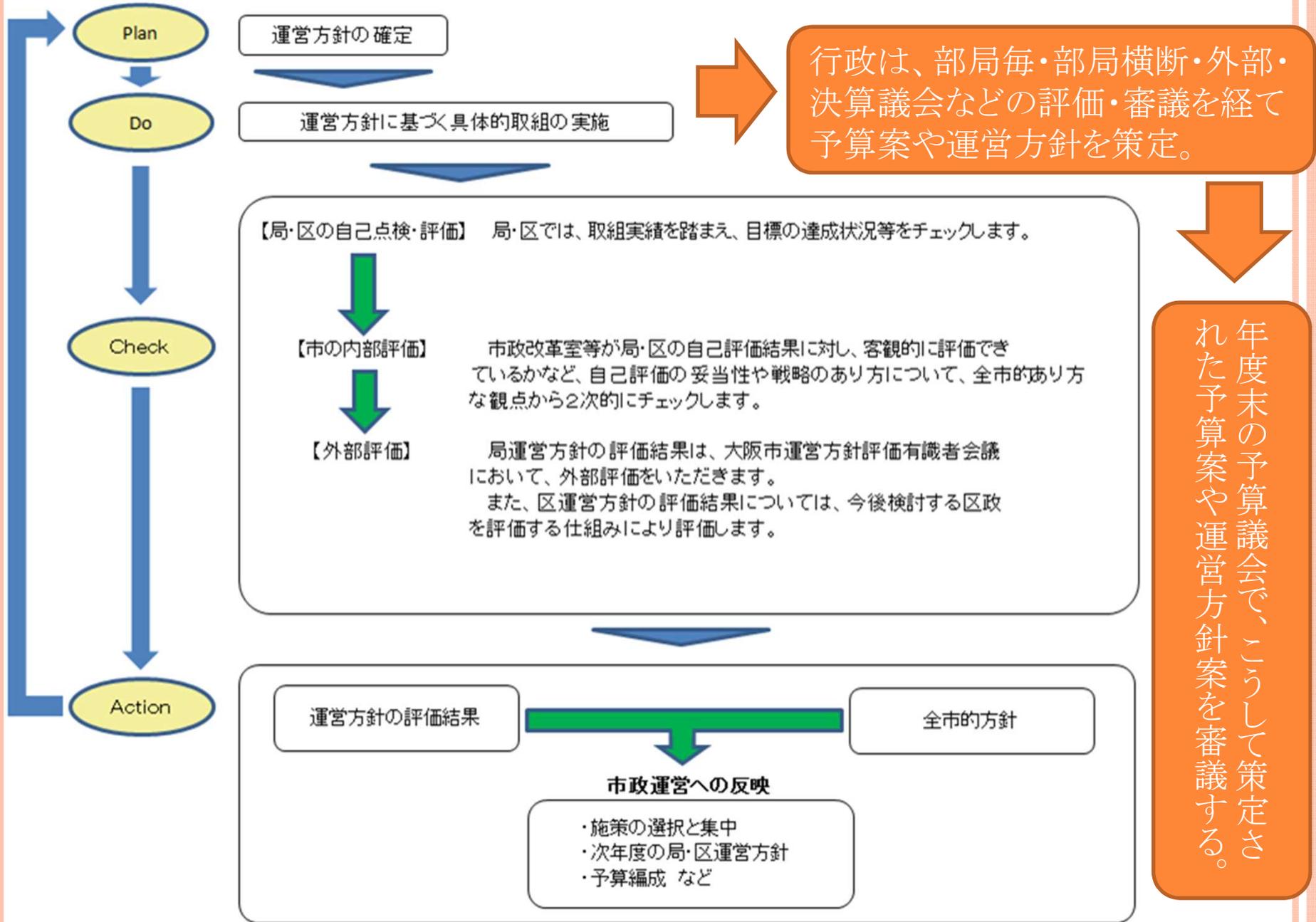


## H24年度の大阪市会日程(実際)

- 別紙予定
- 会期外の議員の仕事



# 予算策定に向けて～行政評価と議会質疑～



# 議会の問題点

1. 予算編成権を持たない＝2元代表の首長優位化
2. 政策立案力の欠如＝議会専門スタッフはいない
3. 市民から見えにくい＝情報公開やIT化への及び腰

1. 責任ない
2. 仕事しない
3. 見られない

多くの地方議員にとっては、この方が都合良い？

結果

議会の形骸化(例:三無議会)

○ 三無議会とは、

- 1、首長が提出した議案をこの4年間で一本も修正・否決していない議会(50%)
- 2、議員提案の政策条例が一つもない議会(91%)
- 3、議員個人の議案への賛否を明らかにしない議会(84%)

※朝日新聞調査 2011.1

政治家の言う あれやりますこれやりますは嘘？

# 予算に対する議会の対応

政治家の あれやりますは嘘かどうか？

**地方自治法 第112条** 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

**第149条** 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

1. 普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
  2. 予算を調整し、及びこれを執行すること。
- (以下略)

**第222条** 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

**2** 普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員又はこれらの管理に属する機関は、その権限に属する事務に関する規則その他の規程の制定又は改正があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられることとなるまでの間は、これを制定し、又は改正してはならない。

つまり

- ・地方議会には予算編成権も責任もない。
- ・予算を伴う条例や規則は、予算措置が講じられる見込みがでるまでは制定できない。

結果: 議会の予算に対する行動としては

.....

.....

# 議会基本条例の動き

- 議会基本条例とは

首長らが議案・条例案を説明し、議員はただ質問するだけという地方議会のあり方を見直し、活発な論議を促すという目的の下、議会の目的・活動指針・情報公開・協議方法などを明記するもの。

- 具体的には以下のようなことが明記(各自治体による)

- ① 予算への対応

首長の予算編成において、議会の意見を踏まえること  
首長と協議した上で、議会が予算を伴う条例提案を行うこと

- ② 議会の機能強化

条例提案の推進・議会事務局の強化(政治任用)や議長裁量のUP

- ③ 情報公開

議会報告会の実施・会議の公開・広報や傍聴の充実



## こうした動きへの警鐘

情報公開を進めることは市民にとっての分かり易さに繋がる  
しかし、予算編成への関与・議会の機能強化には……

- 議員はそもそも有能か？ 専門性は？
- 地元への歳出圧力や住民負担増に耐えうるか？
- 事務負担・コストの面は？

例) 議会改革が進んでいるところ⇒福祉予算が大きくなりがち？

## 政治家のジレンマ

政治と選挙は別であり、選挙で勝たないことには政治力も持てない

- 役所や議会での仕事はほとんど票につながらない。
- 行動如何に問わず、役所がやれば自分の手柄or役所の責任
- 給与一律のため、政策に時間や費用をかける程、基本損をする
- 基本、問題起こさなければ選挙は公選法上現職有利(減点主義)

## 地方議会の現状

- 地方議会は政策の立案者や予算の決定者という位置づけより、首長・行政のストッパーとしての位置づけが目立つ  
(地下鉄民営化・水道事業統合・参院での問責 等) ※であれば監査だけ強化すれば？
- 議会が行政の効率性や生産性を阻害する存在にもなりえる。
- 都道府県と市町村合わせた地方議員は約3万5000人
- 政策立案や審議能力向上が選挙におけるインセンティブに必ずしも繋がらない

地方分権を目指すのであれば、議会基本条例の策定による議会の機能強化や事務局の拡大の模索も必要だが、そもそもの選挙制度や地方議会・地方議員の在り方も再考すべき。

守島案：行政の監査と情報公開さえ強化されれば、そもそも地方議会は必要ない。住民による監査請求やリコール請求も可能。大阪においては、議員より行政区の区長を住民が選ぶ方が住民意思の反映はできる。